## より早い段階での環境配慮制度について

《計画段階環境配慮書(配慮書)の手続きとは》

個別事業の計画段階における配慮書の手続きは、事業者が、事業の位置・規模等の検討段階 で複数の案について環境面から見た各案の長所・短所、特に留意すべき環境影響を整理し比較 検討を行うことにより、重大な環境影響を事前に回避・低減し、その結果を公表する手続きで す。

《方法書以降の手続きとの違い》

方法書以降では、事業計画が概ね特定されるため、より詳細な計画に基づき、市民・市長の 意見に留意しながら、調査、予測、評価を実施し、環境の保全のための措置を検討します。

## 1 計画段階環境配慮書制度の概要(案)

(1) 計画段階環境配慮書(配慮書)の作成

誰が > 名古屋市環境影響評価条例対象事業を実施しようとする者が、

いつ >

対象事業の事業計画の立案の段階(個別事業の計画段階)において、

何を〉 複数の対象事業の実施が想定される区域(事業実施想定区域)における当該 事業係る環境の保全のために配慮すべき事項(計画段階環境配慮事項)につ いて、

とうする 〉 配慮すべき内容の検討を行い、検討を行った結果について、配慮書を作成し、 市長に提出する。

#### (2) 配慮書提出後の手続き

- ア.市長は、事業者から配慮書が提出された時は、配慮書の告示、縦覧を行う。
- 1. 事業者は、図書の内容について市民に周知する。
- り、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有するものは、当該意見を市長に提出 することができる。
- I. 市長は、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を記載した書類(配慮意見書) を作成し、事業者に送付する。
- 1. 配慮意見書の作成にあたっては、必要に応じて、審査会の意見を聴く。

#### (3) 配慮書に対する意見の送付後

- 7. 事業者は、市民意見、市長意見に留意して、事業計画を概ね特定する。
- 1. 市民意見の概要、市長意見及び当該意見に対する事業者の見解は、方法書に記載する。

#### 市条例の手続き概要



#### ※計画段階手続きの位置付け

配慮書~方法書の手続段階を「計画段階」とし、「環境影響評価段階」「事後調査段階」とは 区別する。

### 2 対象とする事業(案)

- 市条例の対象事業全てを対象とする。
- ・都市計画決定権者が環境影響評価手続きを行う場合にあっては、別途定める。
- ・配慮書の手続きを行わない環境影響評価法の第2種事業への適用については、政省令の動向を踏まえて今後検討する。

## 3 配慮書の記載内容(案)

条例に規定するもの	考え方 (詳細は技術指針に規定する)		
(1) 事業者の氏名及び住所	———		
(2) 対象事業の名称、目的及び内容	▶ 複数案に至る検討経緯についても記載		
(3) 対象事業の実施想定区域及びその 周辺地域の概況	▶ 周辺地域の自然的概況と社会的概況について 既存資料を中心に情報収集した内容を記載		
(4) 計画段階環境配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの	<ul><li>▶ 複数案の比較検討を行う。</li><li>▶ それぞれの案について、技術指針に定める環境項目(24項目)から、事業特性等を踏まえて選定した環境項目についての調査、予測及び評価の結果を記載</li></ul>		
(5) 環境配慮方針	▶ 技術指針に定める環境項目より幅広い項目に ついての配慮事項を記載		

### 4 より早い段階での環境配慮に係る指針の方向性について(案)

技術指針の中に、より早い段階での環境配慮に係る内容が規定されることとなる。指針の詳細については、今後審査会で議論されるため、ここでは方向性(案)を示す。

- (1)複数案の比較検討の考え方
- ○環境の保全の観点から複数案の比較検討を行い、その結果を示す。

i. ゼロ・オプションとの比較検討	<ul><li>事業を実施しない場合に想定される環境影響を検討</li><li>ゼロ・オプションとの比較検討が出来ない場合にはその理由を記載</li></ul>
ii. 土地の複数案の比較検討	<ul><li>周辺地域の概況から適切な実施場所であるかを検討</li><li>複数案の比較検討が出来ない場合にはその理由を記載</li></ul>
iii. 施設の位置・規模・形状、工事の 施工方法・実施期間等の比較検討	▶ 当該計画により影響が及ぶ項目を抽出し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載

#### (2)配慮書における調査・予測・評価の考え方

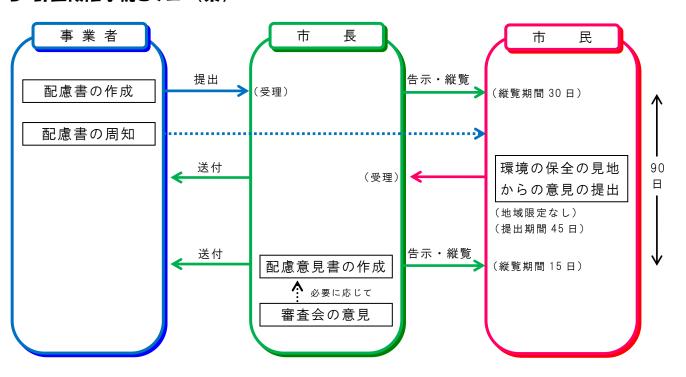
- ・ 調査及び予測は、原則、既存資料を元に実施し、情報の蓄積が不十分な場合には、 必要に応じ現地調査を実施する。
- 評価は、原則、複数案を対象に比較評価を行う。

#### (3)環境配慮の考え方

- ・ 事業者が対象事業に係る計画を策定するにあたって環境の保全の見地から配慮すべき事項を環境配慮事項とする。
- ・ 複数案の調査・予測・評価を踏まえた環境配慮を行う。
- ・環境配慮方針については、現行の事前配慮指針と同様、「自然環境の保全」、「生活環境の保全」、「快適環境の保全と創造」、「環境負荷の低減」などの観点に基づく内容とする。

2

### 5 計画段階手続きフロー(案)



# 6 配慮書の周知方法(案)

市長が行う周知	事業者が行う周知
条例に見定するもの氏名・住所 - 事業の名称及び種類 - 事業の実施想定区域 - 図書の提出年月日 - 縦覧場所、期間、時間 - 環境保全の見地からの意見を提出することができる旨 - 意見の提出期限、提出方法 - 事 周知 - 縦覧期間 - 告示日から 30 日間 - 縦覧場所 - 方法書・準備書に準じて決定する。 - ご説	書の内容の周知 方法 務所等における図書の閲覧 のうち適切な方法による周知に努めなればならない。 概要を平易に記載した印刷物の配布 日刊新聞紙への掲載等 その他適切な方法 範囲 業実施想定区域とその周辺の住民 時期 覧期間内 の開催 虚書の内容に関する説明会の開催に努なければならない。 説明会を開催する場合の開催日時、場に準じて決定する。

※条例に規定しない周知方法(広報なごやへの記事の掲載等)については、方法書・準備書に 準じたものを行う。

# 7 配慮書制度の導入による変更点(案)

(1)図書の記載内容の変更

### ア. 方法書

	現行制度			改正後		
方法書の記載内容(条例の規定)	(2) (3) (4)	事業者の氏名及び住所 対象事業の名称、目的及び内容 対象事業実施予定地及びその周 辺地域の概況 対象事業に係る環境影響評価の 項目並びに予測、調査及び評価の 手法 事前配慮指針に基づいて行った 事前配慮の内容	<ul><li>(2)</li><li>(3)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(6)</li><li>(7)</li></ul>	の概要 配慮意見書に記載された市 長の意見 意見に対する事業者の見解	方書業はることである。 書記画慮等業ののるい対勘が のるい対勘が のるい対勘が 画慮に 事ではるののるい対勘が のるい対勘が 画慮に 事でままで 事ではるののるい対 のるい対勘が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるい対数が のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるいが のるが のるいが のるいが のるが のるいが のるが のるが のるが のるが のるが のるが のるが のる	

#### イ. 準備書以降の図書

準備書以降の図書についても、現行制度における事前配慮事項の記載に替えて、配慮書についての市民意見の概要、市長意見及び当該意見に対する事業者の見解を記載する。